

桜花台連合自治会会則

(名称)

第1条 この会は、桜花台連合自治会（以下「会」）と言う。

(構成)

第2条 この会は、桜花台の各自治会で構成する。

(目的)

第3条 この会は、会員相互の親睦と生活の向上を図り、地域の発展と環境をより良くすることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を果たすために、次の事業を行う。

- (1) 各自治会間の調整を図り、協力体制を整える業務。
- (2) 各自治会が計画実施する事業に対し、目的達成のため積極的に応援する。
- (3) 他地域の模範となるべく鋭意工夫して各種行事を行うこと。
- (4) 県、市など自治体の企画する行事等で賛同できる件には積極的に参加する。

(役員その他)

第5条 1. この会には、次の役員を置く。

イ) 会長 1名

ロ) 副会長 1名

ハ) 書記 1名

ニ) 会計 1名

ホ) 会計監査 2名 1名は連合自治会幹事より選出する。

1名は桜花台住宅団地管理組合法人理事から選出する。

ヘ) 幹事 各自治会副会長及び各区の夏祭り、文化、体育、安全、衛生の5委員会の委員長もしくは、その権限を委譲された者。

2. この会には、次の評議員を置く。

各自治会の会計監査を含めた全役員

3. 顧問を置くことができる。

但し、顧問は会長が認めた場合。

(任務)

第6条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し役員を招集して、その決定に基づき会務を遂行する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会議の議事を記録し、通知事項の作成にあたる。
- (4) 会計は、会の経理を司る。
- (5) 会計監査は、会計帳簿等の監査をする。
- (6) 幹事は、役員会に出席して自治会の意思を反映する。
- (7) 評議員は、総会に出席して自治会の意思を反映する。

(8) 顧問は、会の運営を補佐する。

(任期)

第7条

1. 役員及び評議員の任期は、1年とし、再選を妨げない。
2. 連合自治会長の任期は、原則として最長4年とする。

(役員選出)

第8条

1. 役員の選出については、役員選考委員会を毎年2月度に開催し、選出するものとする。
2. 役員選考委員会の構成は、現連合自治会役員（除く幹事）及び各区新年度会長候補者とする。
3. 連合自治会長有資格者は、各区新年度会長候補者及び現連合自治会役員（除く幹事）を原則とするが、過去5年以内の各区自治会長を務めた者で、かつ会員の推薦があれば有資格者とする。
4. 連合自治会長以外の4役については、新年度各区会長候補者から選出するものとする。但し、自治会長人数が4役数に満たない場合は、顧問の中から選出することができる。
5. 役員選考委員会の選出結果については、審議議案として新年度の総会に諮り審議し、承認を得ることとする。

(役員会)

第9条

役員会は、第5条の1に定められる役員及び各区の夏祭り、文化、体育、安全、衛生の5委員会の委員長もしくは、その権限を委譲された者で構成し、毎月1回開催して、審議事項を検討するものとする。

(役員の会議出席義務)

第10条

第9条に定めた役員会には、正当な（病気など）理由なく欠席せず、会議開催全日数の8割以上出席するものとする。

(総会)

第11条

1. 総会は、役員及び評議員で構成し、会の最高決議機関とする。
2. 総会は、年1回は開催し前年度の事業報告、会計報告、及び会計監査報告を行い、また新年度の事業計画、予算計画を審議する。
3. 総会は、全役員の過半数の要求がある時、また会長が必要と認めた時には、臨時に開催することができる。

(決議)

第12条

総会の成立は、前条1の会員の3分の2以上（委任状を含む）の出席者を必要とし、各議案の決議には、出席者の過半数の賛意により決定する。

(会費)

第13条

この会の会費は、次の通りとする。

- (1) 一般会員 会費は4月に上期・月額1戸当たり250円を6カ月分(1,500円)、10月に下期・月額1戸当たり200円を6カ月分(1,200円)支払うものとする。
- (2) 法人会員 会費は20,000円（年額）とし、その内10,000円を所属自治会が受

け取るものとする。

(3) 総会の決議により、自治会は臨時に寄付金の徴収を行うことができる。

(会員の移動)

第14条 会員に移動が生じた時は、各自治会長は速やかに会長にその旨報告するものとする。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(会の事務所)

第16条 この会の事務所は、桜花台コミュニティセンター内に置く。

(改廃)

第17条 この会の会則の改廃等は、総会の決議による。

(自治会活動費の申請及び支給)

- 第18条
1. 自治会活動費の申請は、別に定める自治会活動費申請基準に基づき、本人が会長へ申請するものとする。
 2. 自治会活動費（交通費及び研修費など）は、別に定める自治会活動費基準で支給するものとする。また、社会環境の変化により、支給金額等は役員会で検討の上、連合自治会定例会で審議し、承認の上で変更できるものとする。
 3. 支給基準に準ずる事案については、連合自治会役員会に諮り、決定できるものとする。

付則

1. この会則は、平成2年6月1日より効力をもつ。
2. この会則に定めなき事項について、その都度、役員会で審議決定する。
3. 平成5年4月1日 第5条1（ホ）、第5条2改正
4. 平成10年4月12日 第10条追加
5. 平成13年4月15日 第5条1（ト）追加
6. 平成17年4月10日 第2条改訂、第5条（ト）を3に変更、第9条改訂
7. 平成21年4月12日 第13条（1）改訂
8. 平成25年4月14日 第7条、第8条改訂、第18条追加
9. 平成27年4月8日 第5条1（ホ）、第7条2改訂

会則第 18 条付則

自治会活動費申請基準

費目	摘要	支給基準	
交通費 ※桜地区内は 支給しない	【自家用車】 自治会活動のための交通費 （交通手段を提供した者に支給する。）	四日市市及び三重郡	1,000 円/回
		それ以外の地域	2,000 円/回
	【公共交通機関】 自治会活動のための交通費	四日市市及び三重郡	1,000 円/回
		それ以外の地域	実費全額
研修・講習費	連合自治会から依頼された研 修・講習会参加費用	研修・講習費	全額支給
		交通費	上記通り支給

自治会活動費 申請書

申請日 年 月 日

申請者氏名	⑩
目的	
行先	
請求内訳 及び合計	合計金額 _____ 円

※領収書があるものは、裏面に糊づけして下さい。

※申請ルート

本人 ⇒ 連合自治会長（押印）⇒ 会計（押印）⇒ 支給

連合自治会長	会計
⑩	⑩